

「令和4年度食品企業の『ビジネスと人権』に係る取組等の実態調査委託事業」の調査結果の概要と本日お伺いしたい事項

今後の目標と本日お伺いしたい事項

調査の実施

- 「ビジネスと人権」に注目が集まっている中で、今後の農林水産省の政策立案の参考とするため国内外の食品産業における「ビジネスと人権」に係る取組の実態把握調査を実施中（文献調査＋ヒアリング）。

今後の目標

- 経済産業省が作成・公表した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、より食品関連業界の企業等にとって使いやすいガイド・手引きを作成。
- スケジュールの目途
 - 令和4年度中にガイド・手引きの骨子作成。
 - 令和5年度夏頃を目途にガイド・手引きを作成。

本日お伺いしたい事項

- 食品関連業界として特に注意・優先すべき品目と人権リスク。
- サプライヤーや下請け企業等に取組みを求めている人権リスクや対応の内容（セルフチェックアンケートの設問項目等）。
- 食品関連業界の企業が人権対応に取り組む上での課題（特に中堅・中小企業にとって）。
- ガイド・手引きの方向性、水準、形式、含めるべき事項。
- その他、農林水産省として実施すべき支援策のアイデア。

企業のサプライチェーンと人権を巡る国内外の動向

国内外でのルール策定の進展

- グローバル化の進展と企業活動が人権に及ぼす負の影響が発生しているとの認識の広がりを背景に、企業活動による人権侵害について、企業の責任に関する国際的な議論が活発化。
- 企業の人権対応を促す様々な法律・政策が、我が国を含め各国政府や国際機関等で講じられている。

年	動向
2000年以前	「世界人権宣言」採択(1948年)、「国際人権規約」採択(1966年)、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言採択」(1998年)
2000	■ 国連グローバル・コンパクト発足
2010	■ ISO26000: 社会的責任に関する手引き策定
2011	■ 「ビジネスと人権に関する指導原則 : 国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために」(以下、「指導原則」)採択 ■ OECD多国籍企業行動指針
2015	■ SDGs(持続可能な開発目標)採択 ■ 「現代奴隷法」制定(英国)
2017	■ 「注意義務法」制定(フランス)
2018	■ OECD「責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」策定 ■ 「現代奴隷法」制定(豪州)
2019	■ 「児童労働デュー・ディリジェンス法」制定(オランダ)
2020	■ 「ビジネスと人権」に関する行動計画(NAP)策定(日本)
2021	■ EU企業による活動・サプライチェーンにおける強制労働のリスク対処に関するデュー・ディリジェンス・ガイダンス ■ 「ウイグル強制労働防止法」成立(米国) ■ 「サプライチェーン・デューディリジェンス法」成立(ドイツ)
2022	■ 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」策定(日本) ■ 「企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令案」を公表(EU) ■ 「強制労働により生産された製品のEU域内での流通を禁止する規則案」を公表(EU)

日本政府も国連指導原則を踏まえ、2020年に「『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025)」を策定・公表。2022年9月には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定するなど、様々な取組みを進める。

企業のサプライチェーンと人権を巡る国内外の動向

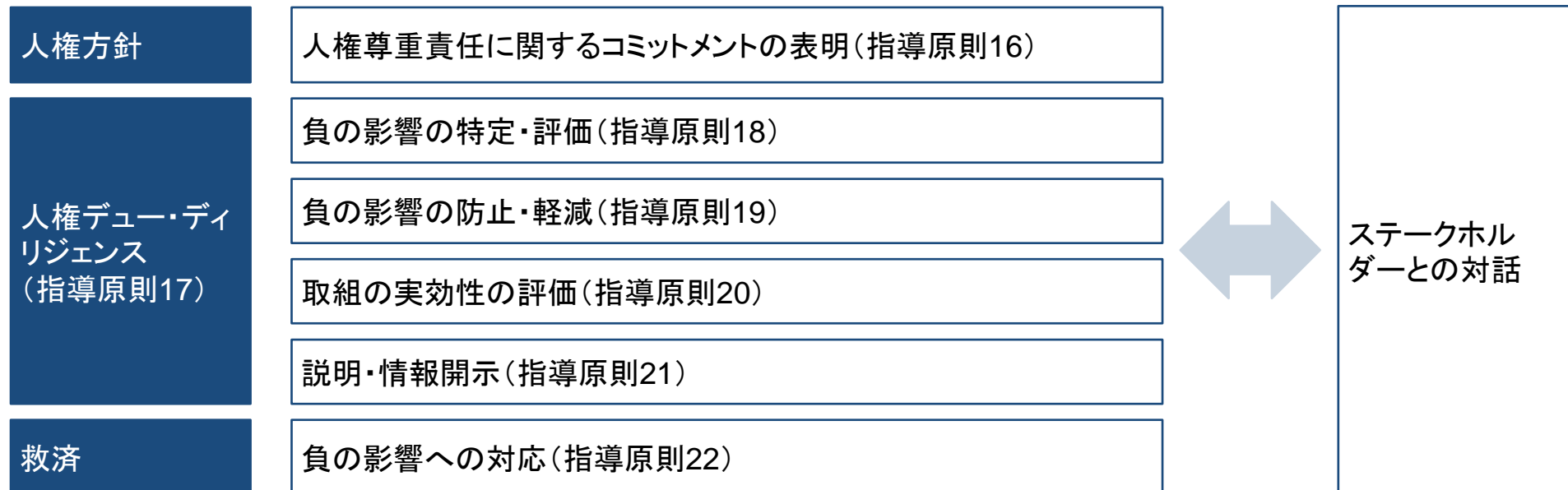
我が国における「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の策定

- 2022年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定・公表される。
- 我が国企業の人権対応が求められており、食品関連企業や中堅・中小企業も例外ではない。

本ガイドラインは法的拘束力を有するものではないが、企業の規模、業種等にかかわらず、日本で事業活動を行う全ての企業（個人事業主を含む。以下同じ。）は、国際スタンダードに基づく本ガイドラインに則り、国内外における自社・グループ会社、サプライヤー等（サプライチェーン上の企業及びその他のビジネス上の関係先をいい、直接の取引先に限られない。以下同じ。）の人権尊重の取組に最大限努めるべきである。

（出所）「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」6頁。

企業に求められる人権対応の全体像



（出所）「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」6頁（一部改変）。

人権リスクに対応する必要性とリスクの種類

企業が配慮すべき主な人権リスク

人権リスクとは

- 人権リスクとは、企業活動(サプライチェーンにおける活動を含む)において関わる「**ライツホルダー(すべての従業員や取引先従業員、顧客、消費者、事業活動が行われる地域住民など)**」が負の影響を受けるリスク

※人権リスクは企業にとってのリスクを意味するものではないが、放置するとビジネスリスクとなる

人権リスクの
ビジネスリスク化

- 企業が人権リスクを放置すると、結果として企業にとって様々なリスクが発生する。

業績リスク

売上低下、コスト増など

オペレーショナルリスク

ストライキや人材流出など

法務リスク

訴訟、行政罰など

レピュテーションリスク

不買運動、SNSでの炎上など

財務リスク

株価下落・ダイベストメントなど

人権リスクの
種類

- 人権に関するリスクや配慮すべき人権は多岐にわたる。法務省『「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書』等で提示されている主な人権リスクは下記のとおり。食品関連業界でも多くのリスクが存在する。
- 自社従業員のみならずサプライヤーや消費者などに対する人権リスクも含まれる。

賃金の不足、未払い

差別

表現の自由

サプライチェーン上の
人権問題

労働時間
(過剰・不当な労働時間)

ジェンダーに関する
人権問題

救済へアクセスする権利

先住民族・地域住民の
権利

労働安全衛生

ハラスメント

プライバシーの権利

環境・気候変動に関する
人権問題

外国人労働者の権利

居住移転の自由

知的財産権

テクノロジー・AIに関する
人権問題

強制労働

社会保障の権利

消費者の安全と知る権利

賄賂・腐敗

児童労働

結社の自由

- 食品関連企業や中堅・中小企業にも人権リスクへの配慮が求められる。
- 将来的にビジネスと人権や人権デュー・ディリジェンスへの取組み強化への要請や人権に係る違反事例が発生する可能性があり、我が国の食品関連企業としても予防的に取り組んでいくことが重要。

食品関連業界における人権リスク

アグリビジネスにおける深刻な人権リスク

持続可能な開発を目指す企業のCEOの連合体である「持続可能な開発のための経済人会議 (World Business Council For Sustainable Development: WBCSD)」が2020年に公表した報告書では、アグリビジネスにおいて特に深刻な人権リスクを以下のとおり整理している。

アグリビジネスにおける最も深刻な人権リスクの例

リスク	主な権利者	アグリビジネスに関連する人権リスクの例
基本的な労働権	労働者	<ul style="list-style-type: none">■ 強制労働■ 児童労働■ 結社の自由の尊重が欠如していること■ 雇用における差別
労働条件	労働者	<ul style="list-style-type: none">■ 法定最低賃金を下回る賃金■ 生活賃金を下回る賃金■ 労働時間の超過■ 安全衛生上の違反■ 虐待■ 苦情処理制度の利用が欠如していること■ 臨時契約の濫用■ 非倫理的な採用
社会・環境・経済的な権利	労働者、地域コミュニティ	<ul style="list-style-type: none">■ 地域社会に影響を及ぼす騒音・大気汚染■ 地域の水供給に影響を与える排出物■ 道路輸送による交通上の危険■ 正当な手続きを踏んでいない土地取得
市民的・政治的権利	労働者、地域コミュニティ	<ul style="list-style-type: none">■ 使用者が労働者の政治参加を妨げること■ 治安部隊による過度の武力行使によるコミュニティからの苦情の抑圧■ 公務員に対する贈賄

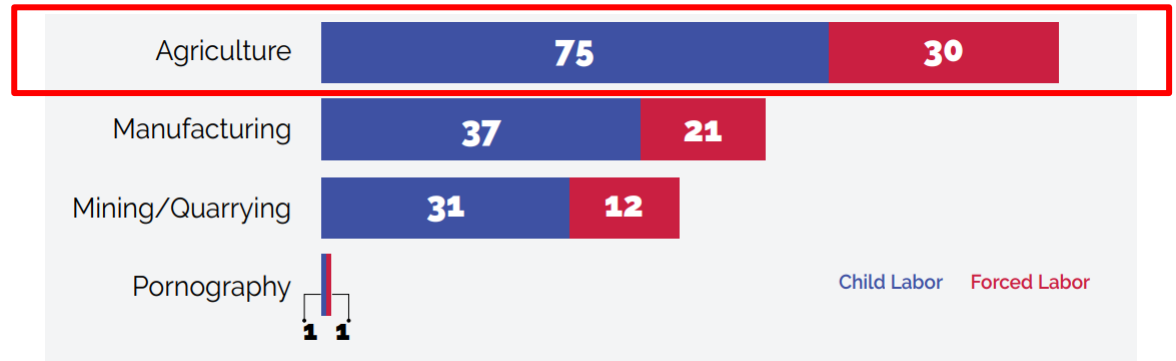
(出所) WBCSD, Advancing human rights policy and practice in the agribusiness sector; An implementation toolkit, 2020, p.7.

食品関連業界における人権リスク

米国労働省報告書で児童労働や強制労働による生産が指摘されている食品

- 児童労働と強制労働によって生産・製造されている製品に関する米国労働省(DOL)の報告書によると、農業はこうした労働によって製品が最も生産されている分野であると指摘されている。品目や国・地域も広範に広がっている(次ページ参照)。
- 児童労働が指摘されている主な品目は、サトウキビ、コーヒー、家畜、コメ、魚類、カカオである。
- 強制労働が指摘されている主な品目は、サトウキビ、家畜、魚類である。

児童労働と強制労働による生産が確認されている分野



児童労働による生産が確認されている品目(国・地域数)



強制労働による生産が確認されている品目(国・地域数)



(出所) いずれの図表もDOL, 2022 List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor, p.29より転載(枠線追加)。

食品関連業界における人権リスク

米国労働省報告書で児童労働や強制労働による生産が指摘されている食品

児童労働や強制労働による生産が確認されている食品や国・地域は広範に及んでいる。

国・地域	児童労働	強制労働	児童労働と強制労働
イエメン	魚類		
トルコ	かんきつ類、クミン、ヘーゼルナッツ、ピーナッツ、乾燥豆、テンサイ		
レバノン	ジャガイモ		

国・地域	児童労働	強制労働	児童労働と強制労働
ウガンダ	家畜、コーヒー、魚類、コメ、サトウキビ		
エスワティニ(旧国名:スワジランド)	ウシ		
エチオピア	家畜		
ガーナ	ウシ、カカオ、コメ		魚類、ティラピア
カメルーン	カカオ		
ギニア	カシューナッツ、カカオ、コーヒー		
ケニア	家畜、コーヒー、魚類、コメ、サトウキビ		
コートジボワール			カカオ、コーヒー
ザンビア	家畜		
シエラレオネ	カカオ、コーヒー、パーム油		
ジンバブエ	サトウキビ		
タンザニア	クローブ、コーヒー、ナイルパーチ、茶		
チャド	家畜		
ナイジェリア	キャッサバ		カカオ、コーヒー
ニジェール	塩	家畜	
マダガスカル	バニラ		
マラウイ	茶		
マリ			コメ
南スーダン			家畜
モーリタニア	家畜、ヤギ		
ルワンダ	茶		
レソト	家畜		

国・地域	児童労働	強制労働	児童労働と強制労働
アフガニスタン	塩		
インド	サトウキビ	茶	コメ
インドネシア			魚、パーム油
カンボジア	酒類、ウシ、魚類、キャッサバ、肉類、塩、エビ、サトウキビ		
タイ			魚類
台湾			エビ
中国			魚類
パキスタン	ウシ、コメ		魚類、トマト製品
バングラデシュ	家禽、塩、エビ		サトウキビ、小麦
フィリピン	バナナ、ココナッツ、トウモロコシ、魚類、ブタ、コメ、サトウキビ		乾燥魚
ベトナム	カシューナッツ、カカオ、コーヒー、コーヒー、魚類、コショウ		コメ、サトウキビ、茶
マレーシア			パーム油
ミャンマー		ヤシ、ゴマ、エビ、ヒマワリ	豆類、コメ、サトウキビ

国・地域	児童労働	強制労働	児童労働と強制労働
アルゼンチン	ブルーベリー、ニンニク、ブドウ、オリーブ、イチゴ、トマト、イェルバ・マテ(マテ茶の原料)		
エクアドル	バナナ、ウシ、ブタ、家禽、コメ		
エルサルバドル	家畜、穀物、コーヒー、貝類、サトウキビ		
グアテマラ	ブロッコリー、コーヒー、トウモロコシ、サトウキビ		
コスタリカ	家禽、コーヒー		
コロンビア	コーヒー、果実(ナシ、オレンジ、パイナップル)、サトウキビ		コカ
ドミニカ共和国	コーヒー、コメ、トマト		サトウキビ
ニカラグア	バナナ、コーヒー、貝類		
パナマ	コーヒー、メロン		
パラグアイ	豆類、キャベツ、ニンジン、トウモロコシ、魚類、ヤギ、ブタ、レタス、キャッサバ、メロン、タマネギ、ピーナッツ、コショウ		家禽、ゴマ、ヒツジ、サトウキビ、サツマイモ、トマト、イェルバ・マテ
ブラジル	アサイー、バナナ、牛肉、カシューナッツ、カカオ、トウモロコシ、魚、豚、キャッサバ、パイナップル、家禽、コメ、ヒツジ		家畜、コーヒー、サトウキビ
ペルー	バナナ、かんきつ類、サトウキビ		
ベリーズ	バナナ、かんきつ類、サトウキビ		
ペルー	コカ、魚類	ブラジルナッツ・チェスナッツ	
ボリビア		ピーナッツ	ブラジルナッツ・チェスナッツ、トウモロコシ、サトウキビ
ホンジュラス	コーヒー、ロブスター、メロン		
メキシコ	豆類、家禽、コーヒー、キュウリ、ナス、メロン、タマネギ		サトウキビ
			トウガラシ、トマト

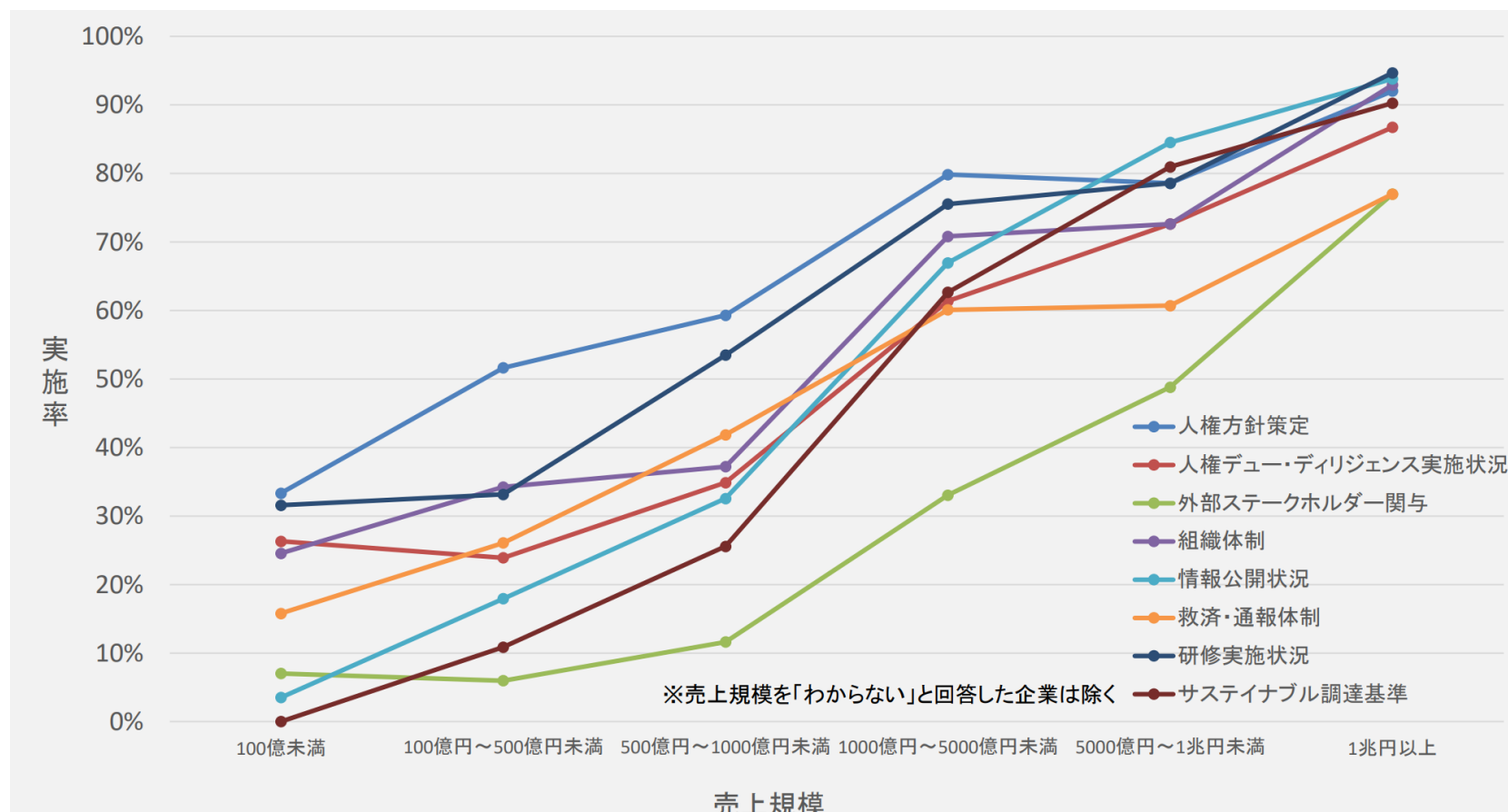
(出所) いずれの図表もDOL, 2022 List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor, pp.24-28より作成。

売上規模別人権対応の実施状況

経済産業省・外務省『「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」の調査結果より

■ 経済産業省・外務省が実施した「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」(対象企業:2021年8月末時点での東証一部・二部上場企業等2,786社。うち回答企業は760社)では、売上規模が大きくなるほど、人権対応の基礎項目(※)の実施率が高くなる傾向が明らかにされている。反対に規模の小さい中小企業で人権対応が進みにくいおそれがある。

(※)人権方針策定、人権DD実施状況、外部ステークホルダー関与、組織体制、情報公開状況、救済・通報体制、研修実施状況、サステナブル調達基準

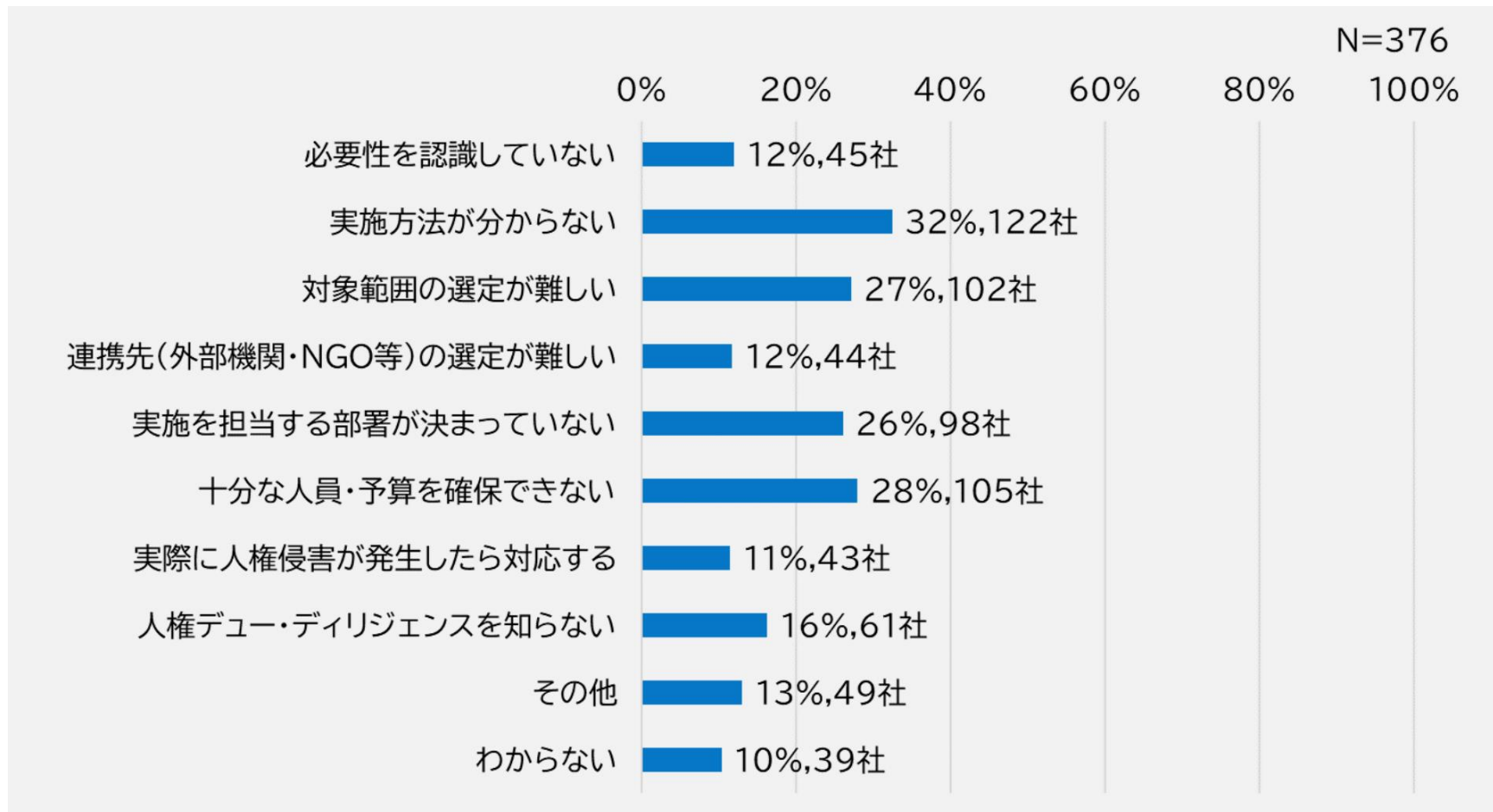


(出所) 経済産業省・外務省『「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」集計結果』2021年、18頁より転載。

企業が人権デュー・ディリジェンスを実施していない理由

経済産業省・外務省『日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査』の調査結果より

- 経済産業省・外務省が実施した「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」では、人権デュー・ディリジェンスを実施していない理由として、3割程度が実施方法が分からない、十分な人員・予算を確保できない、対象範囲の選定が難しいと回答している。

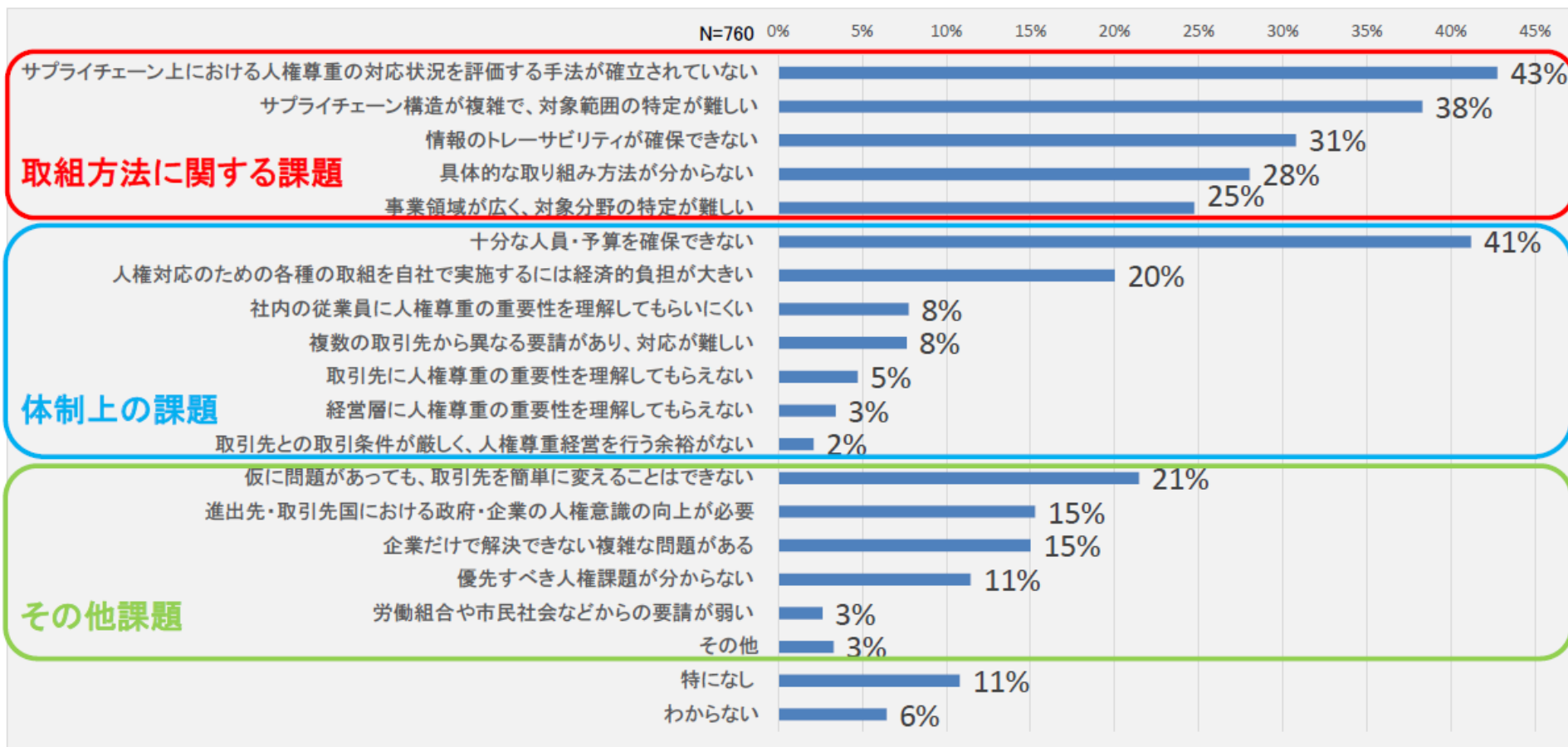


(出所) 経済産業省・外務省『日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査』集計結果』2021年、8頁より転載。

人権を尊重する経営を実践する上での課題

経済産業省・外務省『日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査』の調査結果より

- 経済産業省・外務省が実施した「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」では、人権尊重の経営実践における課題として、対応状況の評価手法の確立や対象範囲の特定（取組方法に関する課題）、人員・予算の確保（体制上の課題）が上位に挙げられている。



(出所) 経済産業省・外務省『日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査』集計結果』2021年、14頁より転載。